

習志野市指令クセ推第6-15号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉市稲毛区長沼原町716番地2

氏名 株式会社 京葉エナジー

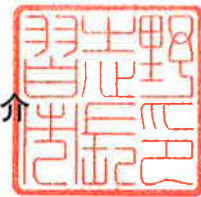
代表取締役 岩崎 剛士

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年3月22日

習志野市長 宮本 泰介



許可番号	習志野市第01-037号
許可有効期限	令和6年4月1日～令和8年3月31日
取扱廃棄物の種類	◎ごみに限る
収集運搬区域	習志野市全域
条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び施行規則、その他関係法令等を遵守すること。 2 収集運搬で、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭漏れのないようにすること。 3 処理施設への搬入時には、その施設の係員の指示に従うこと。 4 運搬機材等、申請時から変更がある場合は事前に変更届けを提出し、市の指示に従うこと。 5 収集運搬については分別を徹底し再資源化及び減量化に協力すること。 6 産業廃棄物、市外で収集した一般廃棄物、市条例及び施行規則に定める排出禁止物及び受入基準に満たないものは搬入しないこと。